

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第52号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和23年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条の2 <u>県立高等学校の授業料は、徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると教育委員会が認めるときは、授業料を徴収することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項ただし書の規定により徴収する授業料（以下「授業料」という。）で県立高等学校の全日制及び定時制の課程に係るものは、別表(1)のとおりとし、毎月10日（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日）までに、その月分の授業料（定時制の課程については、1単位当たりの授業料に当該年度に履修する単位数を乗じて得た額の12分の1に相当する額）を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> <u>授業料で県立高等学校の通信制の課程に係るものは、別表(2)のとおりとし、始業の日から10日以内（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）に、これを納付しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>第1条の3 <u>前条第2項の規定にかかわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>第1条の2</p> <p>県立高等学校の全日制及び定時制の課程の授業料は、別表(1)のとおりとし、毎月10日（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日）までに、その月分の授業料（定時制の課程については、1単位当たりの授業料に当該年度に履修する単位数を乗じて得た額の12分の1に相当する額）を納付しなければならない。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> <u>県立高等学校の通信制の課程の授業料は、別表(2)のとおりとし、始業の日から10日以内（教育委員会が別に指定した場合は、その指定した日まで）に、これを納付しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p>第1条の3 <u>前条第1項の規定にかかわらず、翌月以降に納期限が到来する月の授業料を前納することができる。</u></p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> 略</p>

改正前	改正後
<p><u>3</u> 略</p> <p>第4条 既納の授業料、聴講料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> 略</p>	<p><u>3</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する者が同条第2項第1号又は第2号に該当する場合であつて、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めたときは、授業料の全部を免除することができる。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>第4条 既納の授業料、聴講料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第2条第3項の規定による授業料の全部の免除を受けたとき。</u></p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の佐賀県立学校授業料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者に係る授業料の徴収について適用する。
(経過措置)
- 3 施行日前から引き続き在学する者に係る施行日以後の授業料の徴収については、なお従前の例による。
- 4 施行日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者で施行日以後に県立高等学校に転学、編入学する等のものに係る授業料の徴収については、なお従前の例による。